

第 編 直接国稅編

3 源泉所得稅

3 - 1 課稅狀況

3 源泉所得税

3 - 1 課税状況

(1) 課税状況の累年比較

区 分	源 泉 徴 収 税 額							計
	利子所得等	配当所得	上場株式 等の譲渡 所得等	報 酬 ・ 料 金 等 の 所 得	給 与 所 得	退 職 所 得	非 居 住 者 等 の 所 得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成9年分	139,582,790	79,841,022	15,180,539	91,631,003	1,494,635,019	20,871,578	9,518,526	1,851,260,477
10	105,413,912	90,552,363	11,934,650	84,440,909	1,219,775,424	21,038,619	11,385,442	1,544,541,319
11	90,093,025	81,507,640	46,281,730	83,274,756	1,164,868,478	24,387,758	9,334,012	1,499,747,399
12	403,791,738	83,972,534	38,538,192	83,396,700	1,151,435,846	21,403,090	10,153,644	1,792,691,744
13	523,909,507	85,493,860	18,535,014	83,157,044	1,145,635,096	25,244,096	16,127,969	1,898,102,586

調査対象：平成13年分の源泉所得税について、平成14年1月31日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定税額に基づいて作成したものである。

(2) 加算税の状況

区 分	源 泉 徴 収 税 額							計
	利子所得等	配当所得	報 酬 ・ 料 金 等 の 所 得	給 与 所 得	退 職 所 得	非 居 住 者 等 の 所 得		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
不納付加算税	5,632	19,114	113,293	1,944,440	42,390	64,709	2,189,578	
重加算税	-	116	15,802	329,256	1,205	12,591	358,970	
合 計	5,632	19,230	129,095	2,273,696	43,595	77,300	2,548,548	

調査対象：平成13年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

3 源泉所得税

(3) 税務署別源泉徴収税額

税務署名	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	報酬・料金等の所得	給与所得	退職所得	非居住者等の所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
岐阜北	1,381,639	964,718	1,009,974	5,994,754	26,710,926	453,203	165,255	36,680,469
岐阜南	812,488	868,428	58,074	1,155,447	31,995,254	1,191,485	59,743	36,140,919
大垣	927,433	1,335,664	261,435	868,452	22,583,132	310,368	93,620	26,380,104
高山	326,288	176,769	X	367,958	8,789,353	202,404	X	9,902,722
多治見	467,417	349,822	147,345	576,664	12,865,561	188,288	26,443	14,621,540
関	363,694	269,775	X	385,324	11,868,309	94,149	X	13,006,714
中津川	184,426	138,465	118,120	182,782	6,212,199	37,681	6,619	6,880,292
岐阜県計	4,463,385	4,103,641	1,640,905	9,531,381	121,024,734	2,477,578	371,136	143,612,760
静岡岡	1,456,986	2,588,992	696,247	9,790,045	50,412,800	1,784,855	191,459	66,921,384
清水	375,998	801,770	182,857	665,335	17,746,229	290,738	121,100	20,184,027
浜松西	1,366,755	1,679,969	968,063	2,275,041	41,257,556	654,734	1,316,956	49,519,074
浜松東	397,353	1,002,248	104,359	1,102,337	20,427,826	305,768	225,265	23,565,156
沼津	746,734	1,101,150	506,251	1,602,694	31,677,162	564,828	114,829	36,313,648
熱海	158,173	111,424	93,100	454,851	5,300,339	74,706	18,129	6,210,722
三島	362,454	252,866	173,190	371,877	11,561,218	142,238	93,302	12,957,145
島田	303,052	276,430	X	305,965	9,917,115	120,319	X	11,062,065
富田	449,149	747,103	241,459	734,276	23,256,623	332,700	42,680	25,803,990
磐田	429,220	684,610	181,322	714,683	17,119,853	328,936	241,774	19,700,398
掛川	244,039	454,268	161,472	297,867	8,986,586	84,037	60,614	10,288,883
藤枝	379,089	353,614	123,702	416,575	13,350,747	195,995	20,401	14,840,123
下田	118,107	38,197	X	123,420	2,617,204	8,281	X	2,974,606
静岡県計	6,787,109	10,092,641	3,577,453	18,854,966	253,631,258	4,888,135	2,509,659	300,341,221
千種	567,518	1,048,960	278,949	1,346,761	21,419,223	452,456	165,399	25,279,266
名古屋東	402,861	9,578,545	5,431	1,674,563	32,119,490	1,346,407	540,232	45,667,529
名古屋北	451,511	602,468	66,477	16,079,582	17,650,939	401,250	81,622	35,333,849
名古屋西	472,288	1,944,766	112,434	1,095,717	27,660,265	518,523	329,975	32,133,968
名古屋中村	1,770,709	4,407,159	1,405,741	2,003,676	37,963,631	764,240	237,888	48,553,044
名古屋中	495,511,401	6,637,293	5,201,036	9,572,596	126,988,612	4,635,626	6,384,796	654,931,360
昭和	762,760	2,962,687	208,288	1,976,344	41,503,770	921,913	692,142	49,027,904
熱田	752,224	2,434,990	198,970	1,427,467	38,394,384	882,160	98,158	44,188,353
中川	466,929	1,409,341	56,729	875,402	31,069,877	1,242,000	80,466	35,200,744
名古屋市計	501,158,201	31,026,209	7,534,055	36,052,108	374,770,191	11,164,575	8,610,678	970,316,017
豊橋	1,575,064	1,512,034	717,874	1,937,207	38,542,302	560,966	96,459	44,941,906
岡崎	788,462	540,517	465,846	1,137,634	18,485,044	398,482	28,267	21,844,252
一宮	964,642	1,367,589	382,248	928,842	22,438,556	401,225	176,466	26,659,568
尾張瀬戸	338,516	395,520	X	368,972	10,377,451	235,190	X	11,803,308
半田	915,882	2,035,231	377,258	1,051,988	29,176,041	355,885	90,150	34,002,435
津島	470,495	381,763	134,415	509,965	13,112,010	102,211	58,204	14,769,063
刈谷	1,122,187	12,958,408	501,999	1,756,306	56,812,180	658,765	1,178,277	74,988,122
豊田	658,247	15,282,824	272,125	1,398,757	55,142,723	692,286	2,248,852	75,695,814
西尾	347,480	263,871	242,225	306,666	8,801,870	78,868	25,097	10,066,077
小牧	1,107,286	2,032,265	348,995	1,439,902	38,247,409	565,165	208,651	43,949,673
新城	71,413	24,429	X	78,400	2,412,939	19,850	X	2,638,006
愛知県計	8,359,674	36,794,451	3,522,677	10,914,639	293,548,525	4,068,893	4,149,365	361,358,224
(除名古屋市計)								
津	759,074	1,000,027	454,278	4,971,690	25,457,964	876,779	45,351	33,565,163
四日市	681,713	1,149,170	570,267	1,063,459	23,174,045	457,850	71,646	27,168,150
伊勢	376,358	225,335	271,143	468,936	11,450,623	284,329	670	13,077,394
松阪	277,419	369,594	313,648	336,561	7,993,718	146,104	6,142	9,443,186
桑名	363,480	292,444	X	320,319	13,298,174	595,663	X	15,099,713
上野	245,939	185,938	248,771	166,351	6,013,355	130,841	78,955	7,070,150
鈴鹿	341,607	227,628	159,632	366,699	12,486,637	86,122	242,731	13,911,056
尾鷲	95,548	26,782	X	109,935	2,785,872	67,227	X	3,139,552
三重県計	3,141,138	3,476,918	2,259,924	7,803,950	102,660,388	2,644,915	487,131	122,474,364
総計	523,909,507	85,493,860	18,535,014	83,157,044	1,145,635,096	25,244,096	16,127,969	1,898,102,586

(注) この表は、「3 - 1 (1)課税状況の累年比較」の「平成13年分」を税務署別に示したものである。

3 源泉所得税

(4) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		
	支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 の 非 課 税 分 支 払 金 額	
	千円	千円	千円	千円	
平成 9 年 分	933,978,609	139,582,790	148,411,284	424,709,768	
10	702,921,848	105,413,912	129,374,061	390,073,107	
11	602,839,035	90,093,025	124,253,750	384,295,826	
12	2,698,168,107	403,791,738	496,782,695	279,761,086	
13	3,495,424,476	523,909,507	731,580,497	343,513,028	
公 債	2,289,101	346,341	337,320	129,292,706	
社 債	9,784,081	1,473,021	649,580	129,257,472	
預 貯 金	郵便貯金	3,269,196,698	490,107,781	692,858,313	12,844,908
	銀行預金	105,465,492	15,745,998	23,951,980	22,264,922
	銀行以外の金融機関の預金利子	69,818,029	10,416,850	12,019,179	48,894,317
	勤務先預金の利子	15,196,539	2,274,922	44,941	-
合同運用信託の収益の分配	11,088,050	1,655,446	1,709,134	863,989	
公社債運用信託の収益の分配	361,018	54,225	31	1	
計	3,483,199,008	522,074,584	731,570,478	343,418,315	
定期積金の給付補てん金等	11,625,669	1,745,013	-	94,713	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	599,799	89,910	10,019	-	
割引債の償還差益	-	-	-	-	
合 計	3,495,424,476	523,909,507	731,580,497	343,513,028	

調査対象：平成 13 年分の利子所得等の源泉所得税について、平成 13 年 2 月から平成 14 年 1 月までに利子等の支払
収高計算書」に基づいて作成した。

合 計	
支 払 金 額	源泉徴収税額
千円	千円
1,507,099,661	139,582,790
1,222,369,016	105,413,912
1,111,388,611	90,093,025
3,474,711,888	403,791,738
4,570,518,001	523,909,507
131,919,127	346,341
139,691,133	1,473,021
3,974,899,919	490,107,781
151,682,394	15,745,998
130,731,525	10,416,850
15,241,480	2,274,922
13,661,173	1,655,446
361,050	54,225
4,558,187,801	522,074,584
11,720,382	1,745,013
609,818	89,910
-	-
4,570,518,001	523,909,507

(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）及び第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）のほか、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得の非課税）に規定する非課税分である。

なお、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

3 「課税分」は、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

者から提出された「利子等の所得税徴

3 源泉所得税

(5) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員
給 与 所 得 { 俸 給 、 給 料 、 賞 与 等 日 雇 労 働 者 の 賞 金 計	人 1,029,531	千円 3,373,691,737	千円 157,801,274	人 8,316,949
	-	12,775,235	308,026	-
	-	3,386,466,972	158,109,300	-
退 職 所 得	22,404	284,998,011	7,144,965	150,795
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	-	-	-	-

調 査 対 象 : 平 成 13 年 分 の 給 与 所 得 及 び 退 職 所 得 の 源 泉 所 得 税 に つ い て 、 給 与 等 の 支 払 者 か ら 平 成 14 年 4 月 30 日 ま
14 年 1 月 ま で に 提 出 さ れ た 「 給 与 所 得 、 退 職 所 得 等 の 所 得 税 徴 収 高 計 算 書 」 に 基 づ い て 作 成 し た 。

(注) この表の「人員」欄は、標本調査による推計値である。

用語の説明：1 法定調書とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務づけられている調書をい
法定調書の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものが挙げられる。

利子等の支払調書 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいい、一定

(6) 給与所得及び退職所得の累年比較

区 分	俸 給 、 給 料 、 賞 与 等 (官 公 庁)			俸 給 、 給 料 、 賞 与 等	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
平 成 9 年 分	人 965,721	千円 3,811,900,260	千円 205,420,555	人 8,485,045	千円 29,998,573,265
10	962,406	3,771,128,384	183,293,795	8,371,516	25,579,520,219
11	928,056	3,825,926,990	165,507,463	8,050,825	26,462,798,060
12	1,007,402	4,113,025,356	181,553,336	8,251,305	25,738,688,653
13	1,029,531	3,373,691,737	157,801,274	8,316,949	25,506,836,593

3 源泉所得税

の 他		合 計		
支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
千円 25,506,836,593	千円 983,999,948	人 9,346,480	千円 28,880,528,330	千円 1,141,801,222
386,515,491	3,525,848	-	399,290,726	3,833,874
25,893,352,084	987,525,796	-	29,279,819,055	1,145,635,096
944,248,857	18,099,131	173,199	1,229,246,868	25,244,096
-	-	-	-	-

で提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成13年2月から平成

い、原則として、翌年1月31日までに提出することになっている。

金の支払調書 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 給与所得の源泉徴収票
の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(その他)	日雇労働者の賃金		退 職 所 得		
	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
千円 1,284,086,981	千円 385,155,517	千円 5,127,483	人 200,896	千円 1,450,060,039	千円 20,871,578
1,032,143,807	346,293,546	4,337,822	205,003	1,440,090,048	21,038,619
995,187,324	411,059,604	4,173,691	191,536	1,232,328,964	24,387,758
966,088,582	397,236,646	3,793,927	149,352	1,098,319,473	21,403,090
983,999,948	399,290,726	3,833,874	173,199	1,229,246,868	25,244,096

3 源泉所得税

(7) 配当所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
平成 9 年 分	人	千円	千円
	-	397,705,893	79,841,022
10	-	450,318,122	90,552,363
11	-	405,548,911	81,507,640
12	-	417,047,960	83,972,534
13	-	424,226,425	85,493,860
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	一般課税分	7,108,926	415,864,950
	非課税分	11,525	128,012
	源泉分離(選択)課税適用分	22,880	5,446,820
	計	7,143,331	421,439,782
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	2,786,643	414,483
合 計	-	424,226,425	85,493,860

調査対象：平成 13 年分の配当所得の源泉所得税について、配当等の支払者から平成 14 年 4 月 30 日までに提出された「法定調書合計表(配当等の支払調書)」及び平成 13 年 2 月から平成 14 年 1 月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」欄は、標本調査による推計値である。
 2 「非課税分」は、所得税法第 11 条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する非課税分である。
 3 「一般課税分」は、個人のほか法人の受取分も含まれている。
 なお、源泉分離(選択)課税は個人のみが適用を認められている。

(8) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
平成 9 年 分	千円	千円
	75,902,695	15,180,539
10	59,673,250	11,934,650
11	231,408,650	46,281,730
12	192,690,960	38,538,192
13	92,675,070	18,535,014
信用取引等	10,402,010	2,080,402
転換社債等	1,256,315	251,263
その他上場株式等	81,016,745	16,203,349
計	92,675,070	18,535,014

調査対象：平成 13 年 2 月から平成 14 年 1 月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(9) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	
平成 9 年 分	1,917,144	1,409,260,301	91,631,004	
10	1,853,237	1,324,695,244	84,440,909	
11	1,830,374	1,273,647,835	83,274,756	
12	1,814,147	1,191,556,148	83,396,700	
13	1,931,671	1,226,239,116	83,157,044	
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、 講演料等の報酬又は料金	246,536	42,455,612	4,678,356
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	712,759	204,762,969	27,796,712
	診療報酬	14,224	313,028,918	28,264,233
	職業野球の選手、騎手、外交員、 集金人等の報酬又は料金	96,275	231,290,404	12,523,404
	芸能等についての出演、 演出等の報酬又は料金	27,991	13,212,122	1,351,296
	バー、キャバレーのホステス等の 報酬又は料金	18,082	35,383,847	2,047,470
	契約金・賞金	4,373	5,867,490	497,752
	計	1,120,240	846,001,362	77,159,223
	法第 203 条の 2 該当 公 的 年 金 等	353,129	198,634,977	3,415,768
	法 第 207 条 該 当 生命保険契約等に基づ く 年 金	452,342	159,646,601	507,764
法 第 174 条 該 当 芸能人の役務提供法人 等の報酬又は料金	5,960	21,956,176	2,074,289	
合 計	1,931,671	1,226,239,116	83,157,044	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	

調査対象：平成 13 年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成 14 年 4 月 30 日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査による推計値である。

3 源泉所得税

(10) 非居住者及び外国法人の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非 課 税 分 又 は 免 税 分	計	
平 成 9 年 分	人	千円	千円	千円	千円
	-	72,121,188	4,907,026	77,028,214	9,518,526
10	-	93,675,422	6,525,320	100,200,742	11,385,442
11	-	83,621,731	7,331,534	90,953,265	9,334,012
12	-	69,722,874	3,415,121	73,137,995	10,153,644
13	-	110,331,994	10,979,358	121,311,352	16,127,969
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	7,196,550	-	7,196,550	374,583
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	33,266	38,379,086			6,049,010
一般課税分					
源泉分離(選択)課税適用分	20	2,880			581
計	33,286	38,381,966	364,786	38,746,752	6,049,591
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-
給 料 、 賞 与 等	8,961	13,937,800	9,937,160	23,874,960	3,291,840
退 職 所 得	45	297,017	4,232	301,249	55,335
役 務 の 報 酬	2,392	6,718,794	162,819	6,881,613	1,346,195
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	749	27,340,500	-	27,340,500	2,750,656
著作権の使用料又はその譲渡による対価	511	3,022,139	-	3,022,139	333,705
貸 付 金 の 利 子	2,253	6,591,989	321,374	6,913,363	772,827
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	2,055	1,832,363	1,618	1,833,981	330,018
機 械 等 の 使 用 料	79	88,277	-	88,277	10,089
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	62	1,471,777	-	1,471,777	134,893
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	2,089	3,393,593	169,818	3,563,411	666,391
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-	-
賞 金	54	59,229	17,551	76,780	11,846
合 計	-	110,331,994	10,979,358	121,311,352	16,127,969

調査対象：平成13年分の非居住者等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債・預貯金の利子等」に関する部分は実績値であるが、その他の部分は標本調査による推計値である。

(付表) 上記のうち、租税特別措置法又は租税条約の適用により課税を軽減されたもの

区 分	適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	租税条約の適用を受けたもの	人 21,711	千円 32,157,456	千円 4,819,722
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	"	370	10,575,308	1,057,086
著作権の使用料又はその譲渡による対価	"	229	1,446,456	144,650
貸 付 金 の 利 子	租 税 特 別 措 置 法 又 は 租 税 条 約 の 適 用 を 受 け た も の	789	78,886	7,834
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租 税 条 約 の 適 用 を 受 け た も の	14	362,208	36,462
機 械 等 の 使 用 料	"	12	79,937	8,421
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	"	3	14,159	1,416
計		23,128	44,714,410	6,075,591

(11) 税務署別源泉徴収義務者数

税務署名	利子所得等	配当所得	上場株式 等の譲 渡所得	報酬・料金 等の所得	給与所得	非居住者 等の所得	合計
	件	件	件	件	件	件	件
岐阜北	241	494	21	14,751	18,582	49	34,138
岐阜南	165	465	11	11,848	14,629	43	27,161
大垣	215	367	19	9,339	13,531	29	23,500
高山	111	303	X	6,045	7,498	X	13,965
多治見	141	280	7	9,372	11,071	21	20,892
関	145	264	X	6,959	9,630	X	17,021
中津川	80	154	4	3,397	4,799	8	8,442
岐阜県計	1,098	2,327	66	61,711	79,740	177	145,119
静岡岡	234	801	19	15,337	19,503	78	35,972
清水	129	373	11	6,787	10,227	40	17,567
浜松西	202	719	23	15,661	19,656	90	36,351
浜松東	109	591	10	10,713	12,239	69	23,731
沼津	196	500	19	12,698	15,754	59	29,226
熱海	55	87	4	4,537	5,908	19	10,610
三島	104	221	5	6,664	8,460	17	15,471
島田	115	292	X	4,878	8,566	X	13,892
富土	159	367	9	9,663	12,644	27	22,869
磐田	140	348	8	7,605	10,402	40	18,543
掛川	95	249	3	4,048	6,629	28	11,052
藤枝	124	349	7	6,224	9,039	52	15,795
下田	61	39	X	2,744	3,822	X	6,671
静岡県計	1,723	4,936	120	107,559	142,849	563	257,750
千種	79	404	15	10,736	10,868	51	22,153
名古屋東	34	325	10	5,277	5,379	61	11,086
名古屋北	83	391	8	10,588	11,488	35	22,593
名古屋西	92	562	16	11,684	13,212	47	25,613
名古屋中村	127	538	32	8,038	8,429	66	17,230
名古屋中	195	1,117	78	13,736	12,975	196	28,297
昭和	130	678	19	16,114	17,426	76	34,443
熱田	135	768	13	15,063	17,286	78	33,343
中川	117	565	16	11,511	13,692	37	25,938
名古屋市計	992	5,348	207	102,747	110,755	647	220,696
豊橋	302	728	21	25,343	28,898	76	55,368
岡崎	154	354	13	10,088	11,404	34	22,047
一宮	162	437	13	13,852	16,377	46	30,887
尾張瀬戸	62	174	X	5,588	6,772	X	12,627
半田	211	463	20	12,232	16,329	45	29,300
津島	82	243	7	8,042	10,745	16	19,135
刈谷	147	654	25	12,025	14,013	58	26,922
豊田	134	449	8	9,067	10,721	41	20,420
西尾	72	183	6	5,120	7,284	9	12,674
小牧	191	683	29	16,889	19,320	64	37,176
新城	26	40	X	1,506	2,076	X	3,653
愛知県計 (除名古屋市計)	1,543	4,408	148	119,752	143,939	419	270,209
津	156	284	11	6,996	9,083	22	16,552
四日市	136	454	13	9,459	11,554	44	21,660
伊勢	118	202	6	7,025	9,065	7	16,423
松阪	75	153	5	3,839	4,656	10	8,738
桑名	83	157	X	4,841	6,169	X	11,280
上野	51	107	5	2,475	3,568	6	6,212
鈴鹿	98	143	3	4,207	5,812	13	10,276
尾鷲	42	51	X	1,816	2,477	X	4,394
三重県計	759	1,551	49	40,658	52,384	134	95,535
総計	6,115	18,570	590	432,427	529,667	1,940	989,309

調査時点：平成14年6月30日

(注) 源泉徴収義務者数の累年比較については、「第1編1-3(2)口源泉徴収義務者数」参照